

第4回福島県建設業審議会 議事録

日 時：平成28年9月6日（火）

午後2時00分から

場 所：杉妻会館 4階 牡丹

I 出席者【15名中12名】

○学識経験を有する者（7名中5名出席）

No.	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	福島工業高等専門学校	副校長	芥川 一則	会長代理
2	福島県弁護士会	弁護士	菅野 浩司	【欠席】
3	福島学院大学	学長	小松 由美	
4	東日本建設業保証(株)福島支店	支店長	高橋 秀明	
5	日本大学工学部	教授	中村 晋	会長
6	福島大学うつくしまふくしま未来支援センター	客員教授	藤本 典嗣	【欠席】
7	福島県社会保険労務士会	副会長	渡部 弘志	

○建設工事の需要者（4名中3名出席）

No.	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	福島県消費者団体連絡協議会	理事	菊地 ミドリ	
2	(一財)福島県婦人団体連合会	会長	小林 清美	【欠席】
3	昭和村	村長	馬場 孝允	
4	福島県商工会議所連合会	理事	和合 アヤ子	

○建設業者（4名中4名出席）

No.	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	(一社)福島県建設産業団体連合会	会長	小野 利廣	
2	福島県総合設備協会	会長	坂本 幹夫	
3	福島県建設業協会青年部	会長	野地 武之	
4	横山建設工業(株)	代表取締役	横山 眞由美	

II 議事録（敬称略）

1 開 会

【鈴木主幹】 本日は、御多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただきます、土木部建設産業室の鈴木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから、第4回福島県建設業審議会を開会します。

まず、本日の委員の出欠について御報告いたします。

本日は委員15名のうち、12名の皆様に御出席いただいております、本審議会は有効で、成立しております。

最初に、配付資料の確認をお願いします。

- ・第4回福島県建設業審議会 会議次第
- ・福島県建設業審議会委員名簿
- ・第4回福島県建設業審議会配置図
- ・資料1といたしまして、福島県建設業審議会第4回説明用、パワーポイントの資料
- ・資料2といたしまして、第4回福島県建設業審議会 諮問事項4のA3版の資料
- ・資料3といたしまして、中間とりまとめ（審議案）でございます。
- ・資料4といたしまして、中間とりまとめ（案）への委員事前意見まとめ

そして

- ・参考資料として、高橋委員から御提供いただいた資料お配りしております。

以上の資料で不足はございませんでしょうか。

それでは議事に移ります。

福島県建設業審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。

中村会長、よろしく願いいたします。

2 議 事

【中村会長】 議事を進めさせていただきます。日本大学の中村でございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、本日の議事録署名人を選出させていただきたいと思っております。

特に選出方法について御提案がなければ、議長の指名により選出することとしてよろしいでしょうか。

〔委員から異議なしの声あり〕

異議がないと認め、そのようにさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の議事録署名人は、渡部委員、横山委員をお願いいたします。

(1) 「行政の取り組むべき施策」について

【中村会長】 それでは、早速、審議に入ってまいりたいと思っております。

第3回審議会では、御多用の中、出席いただくとともに活発な御意見をいただきありがとうございました。暑い日が続いておりますけれども、本日も多忙な中、御出席いただきありがとうございます。前回同様、活発な御意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

第3回の審議会では、審議事項の3番目の「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」についての意見をいただきました。さらに、3つの諮問事項について課題

を整理した上で、1番目の諮問事項である「建設産業の技術力・経営力の強化」に向けて、「行政の取り組むべき施策」について議論を行いました。時間の関係で、2番目の諮問事項については前回できませんでしたので、本日に繰越すことになっています。それを踏まえまして、前回に引続き2番目の諮問事項である「建設産業の担い手の育成・確保」についての、「行政の取り組むべき施策」について、議論させていただきたいと思います。それぞれの施策について、皆様からいただいた意見を紹介させていただき、それを補足する意見、また、それに加えるべき議論がありましたら御指摘いただくということで、前回同様進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

【木村室長】 建設産業室の木村でございます。私のほうから説明させていただきます。

パワーポイントの資料を使って説明させていただきます。印刷したものをお手元にお配りしておりますので、よろしくお願いします。

〔資料No.1の1頁～〕 まず、前回までの振り返りでございますが、第1回では課題の整理、第2回では審議事項1「建設産業の技術力・経営力の強化」、審議事項2「建設産業の担い手の育成・確保」について御審議いただいております。前回、第3回では、審議事項3「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」について御審議いただき、審議事項4「行政の取り組むべき施策」のうち、審議事項1「建設産業の技術力・経営力の強化」の部分について、「技術力の強化」と「経営力の強化」に分けて御審議いただいております。

9頁でございます。今回は、審議事項4「行政の取り組むべき施策」のうち、「建設産業の担い手の育成・確保」、「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」における行政の取り組むべき施策について御審議いただきます。

次の頁、まず、「建設産業の担い手の育成・確保」について御説明します。入職者の増加・離職者の減少を図るために、初等教育段階から重機に触れてもらったり、科学技術としての建設業に関心を持ってもらう取組をすべきであるとの意見をいただきました。また、「建設業の入職意欲の向上」に対しては、インターンシップや現場見学会の実施、産学官連携による教育プログラムの利活用を図るべきとの意見をいただいております。

次に、11頁でございます。「建設業の魅力発信」については、県を中心に情報を積極的にわかりやすく発信すべきとの意見をいただいております。また、処遇改善につきましては、若手、女性が活躍できる環境を、継続的に、建設企業の負担が経営を圧迫しないように徐々に整備すべきであり、生活の質、ワークライフバランスへの配慮も必要であるとの意見をいただいております。

次に、12頁でございます。「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」について御説明します。まず、「技術開発への投資」につきましては、入札制度の見直しによるインセンティブ付与、実情に即した適正な単価、諸経費の引き上げ、収益体質の改善による投資を可能とする経営の健全化を実施すべきとの意見をいただい

ております。

次に、「新規参入方法の工夫」につきましては、類似工種での企業又は技術者の実績の評価などの参入要件の見直しを実施すべきとの意見をいただきました。

「合併や企業間連携の推進」につきましては、合併や連携の際の経費の一部に対する補助、災害協定など企業間連携に対するインセンティブ付与を実施すると共に、業務の共同受注に際しての運営に関する透明性の確保が必要であるとの意見をいただきました。

次の13頁でございます。「CMやPPPに係るノウハウの強化」につきましては、発注者のアウトソーシングに対応できるマネジメント能力を習得するための研修、産学官の連携を実施すべきとの意見をいただいております。

「地域の実情に応じた発注方法の工夫」としては、地域企業が受注できる地域維持型入札方式の創設、設計から工事までのパッケージ契約方式の導入が必要であり、地域要件と地域別発注量のバランスを図るべきとの意見をいただいております。

「官民連携プラットフォームの設置」につきましては、企業のマネジメント能力・技術力の向上に向けて、官・民に学を加えた連携による研修の実施や、限られた予算での維持管理や、建設に関わる事業を最適化するための議論の場の設置、体制づくりが必要との意見をいただきました。

次の14頁でございます。「施設更新に係る技術・ノウハウの強化」につきましては、効率的に施設を更新するためのICTの活用が、「維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積」につきましては、産官学による維持管理プラットフォームの設置や維持管理に関わる様々な情報の共有とデータベース化の実装が必要であるとの意見をいただいております。

「受注体制の強化」につきましては、調査設計から施工までの効率化と最適化に向けた設計、施工の役割分担の見直しが必要との意見をいただいております。

次の15頁でございます。「維持管理の長期計画の公表」につきましては、維持管理に関する将来の見通しの明確化や、適正な事業を確保しその発注見通しを公表することが必要であるとの意見をいただきました。

また、「適正な歩掛・単価の設定」につきましては、地域の実情に即した単価・諸経費の設定や補正、最低制限価格の引き上げが必要であるとの意見をいただいております。

「新技術や新工法・ICTの活用」につきましては、新技術や新工法を評価する入札制度の検討、ICTの活用に向けて、その活用状況の調査を実施すべきとの意見をいただきました。

前回までの振り返りについて、主に今回御審議いただく内容を中心に御説明いたしました。御審議よろしくお願いたします。

【中村会長】 ありがとうございます。

それでは、前回に引き続き、お手元の資料の2を御覧いただきたいのですが、2の1頁で、上のほうに「1 建設産業の技術力・経営力の強化」ということで、この

欄に項目、施策、行政の取り組むべき施策という欄がございます。前回、第3回はこの1番目の「建設産業の技術力・経営力の強化」について、施策を踏まえ、具体的に行政はどのように取り組んでいくかということを書かれている内容を読みながら審議させていただきました。これと同じように本日も、2番目の「建設産業の担い手の育成・確保」について、4つの項目について施策とそれの行政の取り組むべき施策について、読みながら補足する意見又はコメントをいただければと思います。

まず、最初に「建設産業への関心の向上」でございますが、これに対する施策として、2つの施策があるであろうと。初等教育段階の早い段階からの取組、例えば重機に触るなどの取組、もう1つとして科学技術としての建設業に関心を持ってもらうための取組。小野委員、野地委員から具体的な取組例が示させていただいております。小野委員からは、発注工事での現場見学会・体験型学習会の実施、さらに、建設産業の社会的役割の啓蒙・普及。野地委員からは、同一作業所で同一生徒対象の定期的な見学会を行い完成へのプロセスを経験させることにより、もの作りのやりがいや景色の変わる建設現場のスケールの大きさを体感させる、といったような取組が提案させていただいております。これについて、御意見等ございませんでしょうか。また、小野委員、野地委員追加するべき事項はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。行政の取り組むべき施策として、この様な方針とさせていただきます。

続きまして、「建設業への入職意欲の向上」でございます。これにつきまして前回までの御検討で2つの取り組むべき施策がまとめられております。ひとつは、インターンシップや現場見学会、2つめは、産学官連携による教育プログラムの利活用、こういった2つがあげられております。これの具体的な取組として、小野委員のほうから専門高校の教育に建設業の役割や現場を教えるカリキュラム、例えば先輩等による出前講座、特別教育等を導入する、他産業に負けない魅力ある待遇改善のための支援といったことが提案されております。これについて、御意見等ございませんでしょうか。補足する御意見とか、小野委員ございますでしょうか。

【小野委員】 芥川委員に聞きたいのですが、最近こういった形というのはどうなんでしょうか。少なくなってきたのでしょうか。

【芥川委員】 こちらの御提案されている内容ですけれども、私どものほうで福島大学が中心となってやっていますCOC+（シーオーシープラス）という事業がございまして、地元就職率10%アップという文部科学省の事業です。この事業の中で私の学校は何をやっているかというと、キャリアカフェをやっています。それは何かというと、どうしてもセミナーとか講習会というと堅苦しくなるので、午後6時半以降に企業の方が仕事が終わった後に来てもらって、学生と懇談会をすることで理解をしてもらうもの。あともう1つありまして、今の学生は、働くっていうことに意義を見いだせない人がいます。就職どうしようかなという人に対して、我々から言うのではなく、先輩から話を聞く。一番のポイントは何かというと、実際に働いてらっしゃる方と学生の接点を持つことが重要だと思います。それを月に1回、うちの学校では7月から始めております。

【中村会長】 ありがとうございます。こういうことは非常に大事なことで、入職を考える上で、我々が学生から聞いてもですね、我々が想像する以外のことを実は大変なハードルとして考えているところがありまして、就職してから自分はこんなことをやっていけるのだろうか。実際の状況ですとか、例えば現場での技術というのはこうやって学ぶことができるんだよというところを知ることによって垣根を下げることができるのではないかと、という意味では、先ほど芥川委員が言われたキャリア講座みたいなものとか、我々のところでもイブニング講座みたいなことをやっていますが、こういった形でハードルを下げるような取組は必要ではないかなと思いますので、非常に重要な施策が述べられていると思います。処遇改善に関する部分というのは、4番目でございますので、処遇改善それ自体は非常に必要なことだと思いますけれども、入職意欲の向上とか、建設業の魅力発信という部分、すべてに関わってくるものだというところだと思いますので、処遇改善は共通の基盤事項ではないかと思っております。非常に大事な提案だと思います。よろしいでしょうか。それでは、こういったことで提案させていただきます。

続きまして、3番目の「建設業の魅力の発信」でございます。施策としましては、県を中心に情報を積極的にわかりやすく発信するというところでございます。それに対する具体的な取組として、小野委員から官民連携による様々な媒体での情報発信・支援、例えば、建設業の役割や職業内容等を映像にまとめ、わかりやすく発信すること。野地委員からは、SNS・紙媒体による広報、ラジオ番組やネット配信による多様な媒体で情報を発信すること、といった提案が行われております。これについて、御質問、または、補足する御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【野地委員】 実際にやる方法については、こういった形で多岐にわたる方法でやり方があがると思うんですが、実際のところやってみて一番大事なところは中身の話で、我々はラジオ番組などに取組んではいるんですが、なかなか思うような成果があげられない。そういった中で、我々建設業協会青年部は、福島学院大学の小松学長などにアドバイスをいただきながらやっていますが、中身を充実させるためには何が重要なのかというところが難しい。学生とかに広報する方法などをアドバイスいただければと思っております。

【小松委員】 アドバイスというほどではないんですが、どぼくラジオで私もお話しさせていただきまして、何をお話しすべきか非常に悩んだわけなんですけど、私も門外漢ですので、建設業のイメージアップということを念頭において、出させていたたいたときには話をいたしました。まだまだ、現場の皆様が取組まれている素晴らしい部分というのが一般には伝わっていないような気がするんです。どうしても、まだまだ3Kのイメージが強いというところではないかと思っておりますので、一般の方が知らないような、例えば用語のことも今まで取り挙げてたようですけども、自分が登場した後で楽しみながら聞かせていただいています。これを継続していったらよろしいのではないかと思いますし、今の子達はSNSを中心に使っていきますけれども、そうはいつても世代によっては紙媒体が主流ですし、あらゆるツールを使いながらイメージアップを図っていくということが必要かという気がいたしま

す。

【中村会長】 ありがとうございます。私もどちらかというと技術説明みたいなものを、原子力分野ですけれどもやっています、コンテンツの構成も含めて、今、認知心理学とか、いろんな分野の学問というか、あるテーマがあったときに、どういうふうに説明するとどういうふうに受け取られるといった分野があると思いますが、そうした知識を使いながら、構成を根本的に見直すというのもひとつあるのかということと、今、国土交通省で平成26年に女性の技術職を倍増しようというプランを立てていて、確か平成28年は吉本興業グループと提携して、こういうイメージアップキャンペーンをやっているということもありますので、まったく第三者の方に我々の持っているコンテンツを再構成していただくということも非常に重要な視点かと思っています。伝える媒体が決まっていると、伝え方の問題となってきますので、我々や建設業に携わっている方々が今まではそういったコンテンツを発信されていたと思いますが、いろんな目線でコンテンツを発信していくというのは、これから必要なことなのかなと。国もそういった取組を段々しているということもありますので、同様の取組もこれから必要になるのではないかと思います。

【芥川委員】 どうしてもこういうところの議論ですと、「こうなるべき」となります。上の方々が、広報はこうあるべきと型に嵌めてしまうのが一番問題かと私は思っています。企画ということで申し上げますと、「魅力ある」の魅力は、経営者にとっての「魅力ある」と、学生にとっての「魅力ある」を勘違いされている場合があります。例えば、今の学生さんは、苦勞することが嫌いです。そしたら建設業は、楽しいものだという楽しさをPRするような形でやらないと魅力ある内容にはならないと思うので、その点はお考えになられたらいいのではないかと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。

【小松委員】 企画段階に学生であるとか、若い方々を入れて、実際に携わっていない方が、具体的にどういう構成ができるかということ考えたほうがいいのかという感じがいたします。どうしても、その業界の中におりますと、そこを主に見てしまいますので、今、芥川委員が仰ったように、外部から見た魅力は違うのではないかと考えると、新たな発見があるのではないかと思います。

【小野委員】 建設業の魅力発信という話で、今の意見、大変、我々も肝に銘じなければという気がします。行政の役割として入れたのは、建設業の役割といいますか、災害対応というのは我々が発信すべきものではないのではないかと。現実に自衛隊とかと違ってPRする機関もないし、準備をする暇もない。そういうものを上手に、今度は行政が広報していただく形が必要だということで入れさせていただきました。

【芥川委員】 行政にすべておんぶに抱っこではなくて、ICT活用ということでよく言われるんですが、具体的な活用法ってないんです。例えば、現場で働いている方はほとんどの方がスマートフォンを持っていると思います。現場でしか撮れない映像を撮って、それを行政の方にお渡しして、それで広報してもらおうという形で、こういうふうに使っていくことが、ICTの活用だと思うんです。実際持っているんですけど、活用の仕方をこんなことしたらいけないのではないかと思います。

けど、そこでしか撮れない映像があるはずですよ。ほんとに災害ってこんなに凄いなだというのを記録として残すというふうに考えて、それを外部に発信していくのは行政の方々。それはなぜかという、民間の方がやると自己PRと取られてしまうので、それを広めるのが行政の役割ということを考える必要があるのではないかと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。今、二つの施策について、具体的な意見をいただきましたけれど、福島県が中心となって、情報というのは非常に多重で多様なので、建設産業に関わる多重で多様な情報をわかりやすく発信していくということは、福島県が横糸の役割だったり縦糸の役割だったりを果たしていくということが非常に重要なことなのかなと思います。それから、小野委員からありましたように生活の基盤を支える道路とか川とか、そういった住環境に関わる災害の問題であったり、環境を維持していくための取組だったりというのを、利用者目線でわかりやすく伝えていくこともこれから重要になってくる課題ではないのかなと思いますので、行政が取り組むべき施策として入れていただければと考えております。他によろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。

先ほどもお話ししましたが「処遇改善」これにつきましては、二つの施策が考えられ、一つは若手、女性が活躍できる環境を整備すること、もう一つは生活の質、ワークライフバランスへの配慮といったことが、施策としてあげられております。これについて、行政が取り組むべき施策としては、高橋委員から週休2日実施のための工程設定であったり、小野委員から週休2日制が可能な工期設定、設計労務単価の更なる引き上げ、福利厚生等の充実、野地委員から専任技術者である女性が出産や育児により休業する場合の後任技術者の選任に対する猶予措置などの検討、といった具体的な施策が提案されております。これについて、御意見等ございませんでしょうか。和合委員いかがでしょうか。

【和合委員】 最近女性も建設業に興味を持っている方が出てきています、モノを作るということに対して。ただ、環境が建設会社は男性が中心でやっているの、トイレの問題とか、いろいろあると思うので、そういったことの支援をしていただいて、女性・男性に関わらず、男性の持ち味、女性の持ち味が、その会社で活かせるような、配慮、トップの意識改革が必要だと思います。また、いわき工事事務所の所長は女性ですよ、そういう女性の活躍という部分が出てきているのもいいかなと思ってます。女性が現場に入ると重いものを持ったり大変だということで、家に帰って訓練をして、会社に受け入れてもらえるように努力したというお話しも伺ったことがあります。そうしたことをうまく誘導していただければよろしいのかなと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。例えば、トイレとかも男女差別なく作っていく環境を作っていくことが大事だと思います。よろしいでしょうか。

【芥川委員】 ここでは、2点だけお願いしたいことがあります。私のところの生徒が卒業研究でやった結果であるんですけど、経営者の方々、年収300万円を確保してください。処遇として賃金は重要で年収300万円ないと男の人は結婚の対象として見てもらえません。建設業やってる方の独身率を調べたことはないですけど

ど、意外と高いのではないかと思います。それともう一つは、婚活です。出会いの場がないので。昔は、お節介な人がいてくっつけていたのが、今、ウザいからといわれていますが、実際に面倒見る人がいないと結婚できない。逆に言えば、結婚して子供ができれば離職しないんです。その点を考えると、年収300万と婚活ということを経営者の方は考えていかないと、建設業を続けていく人の確保は厳しいと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。他にございますでしょうか。横山委員から以前、二次製品を使うことによって女性の働きやすい環境を作るということを提案していただいたことがあったかと思いますが、いかがでしょうか。

【横山委員】 私もパトロールとかで現場に行きますと、女性のトイレを掲示板とかで目隠ししてわからないように工夫をしている現場もあるんですけども、各現場に女性が一人いるかないかの状態です。3Kというのは、なかなか拭えないところがあって、現場で作業している人を見ると汗で泥だらけで大変だと思います。今だと熱中症の心配もあって、もう終わって帰っていいからと言いたくなる状態です。土木は結構不利な部分が現実的にあるので、建設業は担い手が少なくなって、野地委員や、小野委員のところでもいろんなことをやっていると思うんですけど、現実的に大変な状態があるので、なんとかしていきたいと考えてます。

【中村会長】 3Kの職場ですけれども、魅力を発信していくことは重要なことと思います。以上「建設産業の担い手の育成・確保」について、行政の取り組むべき課題について、御意見をいただきました。中間取りまとめの際にも御意見いただくことは可能かと思しますので、次の3番目の「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」に関する行政の取り組むべき施策に移らせていただければと思います。

第3回の時に「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」については、皆さんからこういった施策が必要ではないかといった御意見をいただきました。先ほど事務局のほうから説明があったとおりです。それを踏まえて、行政の取り組むべき施策について議論させていただければと思います。こちらについても、2番目の「建設産業の担い手の育成・確保」と同様に私のほうで読みながら、補足・御意見をいただきながら進めさせていただければと思います。

まず、「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」については、資料No.2の2頁目を御覧いただきたい。「地域における建設業の維持」、それから「維持管理業務への対応」の2つに分けさせていただきまして、「地域における建設業の維持」については6つの課題、「維持管理業務への対応」についても同じように6つの課題があげられております。それぞれの施策について、ひとつずつ審議いただければと思います。「地域における建設業の維持」ということで、1番目の「技術開発への投資」というのがございます。施策としては、インセンティブが付与されるような入札制度の見直し、実情に即した適正な単価、諸経費の引き上げ、収益体質の改善による投資を可能とする経営の健全化、この3つがあげられております。それに対して、小野委員、野地委員から意見をいただいております。まとめさせていただくと、入札制度の見直しとして、技術開発に取り組む企業への加点、であるとか入札制度の見直し。それから、投資を可能とする適正で安定した利益の確保、最低制限価

格の引上げ、低入札失格基準の厳格化、公契連並みへの引上げ、といった提案がございます。これについて、補足等、小野委員、または、野地委員でございますでしょうか。よろしいでしょうか。入札制度に関わる事項につきまして、本日、参考資料ということで高橋委員から参考資料1というのがございますけれども、高橋委員これについて御説明いただけますでしょうか。

【高橋委員】 参考資料1ですけれども、東日本建設業保証（株）で発行してます建設業の財務統計資料というのがございまして、その中に、建設業の経費率が出ており、その中で重要である売上高経常利益率を震災前からの推移を見たグラフでございまして。赤いグラフが売上高経常利益率の福島県内の建設産業の平均でございまして。最近、金融機関から建設企業は復旧後どういうふうになっていくのかというお話を聞かれる機会が多くて、今すぐどうのこうのというわけではないと思いますが、復旧後、工事が減ってくるのは間違いないというのは皆さん分かってらっしゃいまして、ある程度予測してみようかと思ひまして平成32年度の県の予算をみついでラフな予測をしまして、震災前と比べてみようということで、行ってみました。こちらのグラフは、経常利益率と福島県の発注工事の平均落札率と福島県の公共工事予算が相関関係にあるということがおわかりいただけると思ひます。予算が減れば競争が激しくなり、落札率が低下していく。低下すると、当然、建設企業の利益が赤字になるということが、過去の平成21・22年度から見ることはできます。それで、平成32年度予算を予測しましたところ、通常事業分は714億円ということで、平成23年度の26.2%減少する。この予測が正しいかどうかという問題はあるかと思ひますが、こういう試算ができるとしますと、平成26年度の4.5%の利益率が、いずれ下がってくるということが、過去の事例から見て取れる。そのところを、皆さんに御理解いただきまして、建設業のあり方の提言の中に、建設業の経営状況について記載いただければと思ひまして資料を作成いたしました。

【中村会長】 ありがとうございます。技術開発への投資の項目の入札制度の見直しというところで、高橋委員からお話しいただいた、将来の建設投資額がだんだんと減っていく中で、入札状況はどうなっていくかということについて建設業の経営状況は非常に重要なことなので、それにも反映させていただければと思ひます。この入札制度の問題は、皆さんのお手元の資料を見ていただきますと、地域に特化した発注方式の工夫の部分にも入札方式に関わる事項というものが書いてございます。社会資本の適切な維持管理・更新への対応に係る部分について、入札方式は重要な、共通基盤的な要素なので、まず最初に入札方式のことに関する部分についてお話しいただいたということでございます。この中で小野委員から提案がありました入札制度の見直しは、県の取組の中で重要なことございまして、将来の投資額が減っていく中で現状のままですと、入札率がこの様な状況になる重要な問題ですので、これに対する取組というのは、建設業のあり方を考えていく上では、重要な課題だと考える次第であります。これにつきまして、高橋委員から御説明があったわけですけれども、それを踏まえて、御質問・御意見等ございませんでしょうか。

【坂本委員】 発注者をお願いしたいことは、高橋委員が作った資料でわかるよう

に、間違いなく事業は減っていく、これはしょうがない。平成21年度当時は最低制限価格を設けてなかった。当然、過当競争になり、仕事がなくとも従業員はいて、これを食わしていくためには、とりあえず仕事を取らなくてはならない。そうなると、どうしても低入札になるので、行政側では最低制限価格を設けてください。いっぱい需要があるからどんどん下げていいんだと、80%当たりまで下げたら企業のほうでは全然儲かりませんから、ここに出ている課題の解決はできなくなり、待遇の改善もできませんし、入職者も減っていくという状態がまた繰り返されないようお願いしたい。建設業者だって儲かれば税金を納めるので、それを赤字にしたら維持できなくなります。

【中村会長】 ありがとうございます。そういう意味では、小野委員から提案されている低入札失格基準の厳格化ということもありますので、そういったことをきちんとやっていくことは重要なことだと思います。それでは、次に移らせていただきたいと思います。

「新規参入方法の工夫」ということで、施策としては、参入要件の見直しで類似工種での企業または技術者の実績の評価があげられております。それについての具体的な取組として、類似工事の見直し拡大、実績評価は技術者個人よりも企業実績を重視というのが、小野委員、野地委員から提案されておりますが、これについて補足または御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして「合併や企業間連携の推進」ということで、これは三つの施策が提案されております。合併や連携の際の経費の一部に対する交付金の付与、災害協定など企業間連携に対するインセンティブ付与、共同受注に際しての運営に関する透明性の確保ということです。ここで合併や連携に関するインセンティブという意味で野地委員から合併、企業連携そのものは経営戦略の一つであり、そのことそのものが評価の対象となるものではない。経費の一部に交付金を付与するのは問題ないが、入札におけるインセンティブは必要ないので、単体での生き残りを模索し努力する企業と差をつけるべきではない。これももっともな意見ではないかと思えます。インセンティブの付け方として、災害協定などの企業間連携に対するインセンティブ付与というのが提案されています。さらに、高橋委員から合併や連携の際において、弁護士及び税理士等の費用の一部を補助する制度の採用が提案されています。これにつきまして、補足または御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、4番目「CMやPPPに係るノウハウの強化」ということで施策としては、発注者のアウトソーシングに対応するための十分な必要能力を習得するための研修など、それから産学官連携の二つがあげられています。具体的な取組として、小野委員と野地委員より提案をいただいております。小野委員からはPFIを含めた受注ノウハウを習得するための研修会の開催、それから産学官連携のためのスキームづくり、野地委員からは官民共催による研修会、勉強会の実施といったことがあげられています。これにつきまして、補足または御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、5番目でございます「地域に特化した発注方法の工夫」ということで、3

つの施策があげられております。地域企業が受注できる地域維持型入札方式の創設、設計から工事までのパッケージ契約方式の導入、地域要件と地域別発注量をバランスさせる、の3つが示されております。これに対する具体的な取組ということで、小野委員、野地委員からいくつかの提案をいただいております。一つは、地域維持型入札方式及び共同受注方式の創設・拡大検討、それから異業種間連携、業務の包括的発注、ロットの拡大、BCP、BCPというのは事業継続計画、Business Continuity Planの策定、災害協定を締結している地域企業との命を守るための指名競争入札の導入、地域の実情に応じた発注形態の柔軟な対応、最後に複数年契約の拡大といった取組が提案されております。これにつきまして、補足または御意見ございませんでしょうか。

【馬場委員】 会津のほうも福島・新潟豪雨、また昨年に関東・東北豪雨で被害が発生しているところでございます。そういう中において、地域を預かっている者としては、災害が起きる、起きそうな時にはすぐに立ち上がっていただけるような建設会社、業者が必要なわけです。先日、私は宮下土木管内、一番の豪雪地帯ですが除雪をしている人たちと色々なお話をしました。その中で、色々な資料を見せていただきながら話しましたが、会津の地域においては、先ほど高橋委員からお話ありましたように平成32年度には、平成21年度と同じになるのではないかとという予測なのでしょうが、そうなる前に仕事の確保が難しいと、現実には宮下管内は道路維持という仕事の10の内2つくらいしか地元で受注できなかったということがありました。このままでは、会社経営も厳しくなればこれが続くなら困るという話でした。これには、入札制度が一番影響しているのではないかとということでした。そういう意味でも、ここに書かれている地域に特化した発注方法とか、小野委員や野地委員からの取り組む施策はこの通りだと思います。地域で地域の建設業が生活できるような体制に整えていただきたいという意見がありましたので、その方向においては、従来あったような指名競争入札を、取り組むべき施策に取り上げていただきたいと思っております。

【中村会長】 ありがとうございます。今、御提案ありました指名競争入札は、BCP策定や災害協定締結している地域企業ということではなく、一般的な指名競争入札に関する御提案ではないかと思っております。これまでの指名競争入札から一般競争入札へ移行していった経緯もあるかと思っておりますが、一方ではこういった非常に地域における状況で、維持管理、地域興しといった問題を含めて、今までの経緯は経緯として、どういうふうに捉えていくかという問題はあろうかと思っておりますので、いろいろな御意見をいただければと思います。

【芥川委員】 馬場委員の仰ったことはもっともなことで、ただ、できることとできないことがあり、やはり独占禁止法の関係で、私も指名競争入札のメリットというのは理解していますが、この中でできることを考えていくと、何を考えなければいけないかという、地域によって企業の機能は違うと思います。大きい企業も小さい企業もありますし、発注する金額の区分なんですけど、小さい企業が多いところでは工事を区切って発注するような配慮というのはあっているのではないかと思います。つまり、企業の利益というのを考えると適正規模の時に利益が一番高いんで

す。大きい企業の方が小さい仕事をやっても利益は出ませんし、小さい企業の方が大きいのをとって結局できなくて費用がかかってしまうので、適正な規模で受注できるような形を考慮すれば、その地域の企業規模を確認して発注金額を単純に1千万、5千万と切るのではなくて、企業の方が適正に競争して取れるような配慮は必要ではないかと思えます。

【中村委員】 他にございませんでしょうか。一般の消費者の立場で菊地委員いかがでしょうか。

【菊地委員】 わからないんですが、本当に入札というのは面倒臭いものなんだなと思いました。私は単純に地域に即したような金額の最低限を決めたら、それを能力あるところに取らせていくのがいいなと思っていましたが、そんな簡単なものではないんだなと。ただ私たち消費者としては、地元の企業をなくさないようなやり方、高齢でやめるのは別としても、若い人を育てるという意味では、そういうところの配慮は多くして欲しいと思いました。

【中村会長】 ありがとうございます。これまで指名競争入札から一般競争入札へという経緯はいろいろあるわけですが、今、いろいろなものの透明化が進んできて、情報が公開されているという中で、芥川委員が仰られていた適正規模での発注、発注の様式であったり指名の要件であったりというものが、明確に誰でも見られるような状況、チェックできるような状況であれば、地域の状況を踏まえてある程度やむなしといった意見もあるのではないかと。小野委員の提案の中でもBCP策定、災害協定を締結している地域企業との命を守るための指名競争入札の導入という、かなり切実なものではないかなと。何かがあったときに、いちいち手続きを踏んでというわけにはいかない場面もありますし、それをやるのであればもう少し一般化しておくことも重要なことではないかと思えますが、その辺いかがでしょうか。芥川委員は何が何でもダメという・・・

【芥川委員】 私が申し上げたのは、何が何でもダメということではなくて、できることを考えたらいかがでしょうかという話です。ここで我々が一般競争入札は良くないから指名競争入札にしてくださいとってなる訳ではないです。それであるならば、現実的に可能な施策を考えていくということで、例えば今の話でしたらば、一般競争入札にしたとしても金額を規模の適正なものに合わせて分割して発注してもらえば、極端な話、大きな企業でなくて、1億円の仕事を3千万、3千万、4千万という形にしていただければ、複数の企業で取り易くなりますし、適正な規模が3千万の企業であれば利益率は上がってくるわけです。こういったような形で地域の企業の規模を考慮したうえで発注金額を決めていただくということは可能なのでこういうのはどうでしょうかという意味で私は意見を述べさせていただきました。

【高橋委員】 今、指名競争入札が難しいというお話しが芥川委員からございましたが、小野委員があげている指名競争入札は実際に行われている入札制度でございます、ある程度吟味すればできるというものが災害の指名競争入札でございます、実際に行われている点は御理解いただきたいと思えます。

【中村会長】 指名競争入札を通常の状態にも広げることも可能なのかということ、お話しをしております・・・

【高橋委員】 指名競争入札のメリット、デメリットという話もあったかと思うんですが、指名競争入札をやっている県が実際にあるわけですし、金額によっては。ですから、すべてダメだという言い方ではなくて、吟味して検討の土台には載せていただきたいと私は思います。

【馬場委員】 確かに一般競争入札だと透明性もあるし、時代にマッチしているかと思いますが、地方の小さい地域だと競争が激しくなって、従業員がいなくなってしまうと言うんです。そうすると、その町村においては業者がいなくなってしまう。そうすると、私たち自治体は少子化、人口流出につながる。これが一番政治目標にしているわけなんです。そこにおいて、全部が全部というわけではないでしょうが、維持管理、部分的な指名競争入札というのを答申に入れてもらいたいという意見であります。

【中村会長】 ありがとうございます。芥川委員が仰ったように発注する際の企業に利潤が出るような適切なロットなどを考えることも重要なことだと思います。それが限界がある地域においては、様々な取組をしていく必要があると思いますが、透明性の確保というのは最低限必要だと思いますし、先ほど菊地委員からあったように地域を維持していく観点からも最低限のものを確保したうえで、場合によっては指名競争入札を導入するというのもありうるのかなと思います。

【芥川委員】 誤解を招かないためにいいますが、指名競争入札に透明性がないということは絶対ございません。透明なんです。ただ、指名に入る入らないというところで透明性に欠けるといって、指名競争入札は、私は透明性が高いと思っています。その点については、透明性が低いというのはおかしいと思います。

【中村会長】 多くの企業がある場合、なぜその企業を指名するのかという部分は確かにあるかと思いますが、地域の場合はそもそも参入する企業が限られてくるので、そういうこともあるのかと思います。

【坂本委員】 先月の全国放送のニュースでなんですが、ニュースキャスターが築地の問題をやってまして、落札率は一般に建設工事では90%以上は全部談合だと言っていました。まったく間違いですけれども、こういうことを言うニュースキャスターがいるというのが問題なんです。一般の人がみんな誤解してしまう。入札そのもののこともわからないで、建設業者は談合してみんな悪いことをしているみたいなことになってしまう。こうなってしまうので、情報の発信は気を付けてやっていかなければならない。

【芥川委員】 建設業と一般的な価格の点でいいますが、皆さんは例えば冷蔵庫の価格は企業が決めてますが、建設業の場合は、発注者が上限を決めているわけです。これが適正価格でこの下で争って下さいとなっていて、歩掛でチェックしているわけです。ところが、冷蔵庫の値段は一般消費者にはチェックできない。逆からいえば、建設業のほうが他の製造業より透明性が高いと私は思っています。指名競争入札が良いとか悪いとか出ていたのは、競争ということを導入しなければならぬと、時代の流れの中で必要になったという意味ですので、誤解のないようお願いします。建設業は透明です。私は重ね重ね申し上げたいと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。適正な指名競争入札の導入があってもいいの

ではないかということで、まとめさせていただければと思います。

それでは、続きまして「官民連携プラットフォームの設置」でございますが、これにつきましては施策として、企業のマネジメント能力・技術力の向上に向けて、官・民に学を加えた連携による研修、限られた予算での維持管理や建設に関わる事業を最適化するための議論の場、体制作り、これはまさに行政が取り組むべき施策かと思えます。小野委員からの提案も具体的にしたものと思えますけれども、これについて御質問、御意見、または、補足する事項はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして「維持管理業務への対応」ということで建設分野の専門的な言葉が続きますけど、続けさせていただきます。「施設更新に係る技術・ノウハウの強化」ということで、効率的に施設を更新するためのICTを活用というのが施策としてあげられています。その具体的な行政の取り組むべき施策として、官民一体となったICT活用の研修、それからICT活用を推進するための業務発注、ICT施工に伴う施工・品質等の管理基準の明確化というのがございますけれども、これは一番最後の「新技術や新工法・ICTの活用」とも関係しますので、少しこれについても述べさせていただくと、新技術や新工法を評価する入札制度の検討、ここでも入札制度の検討というのが関わってきます。それから、ICTの活用に向けて、その活用状況の調査を実施といった観点で、何でもかんでもICTということで、世に中でいろんな観点でICTが進行しているところでございますので、使えるものは使っていくことも含めてですが、まずは勉強していくこと、どういものが使えるかということ調査していくことを含めて必要ではないかということが、この1番目と6番目に書かれているとおもいます。これについて、いかがでしょうか。

【芥川委員】 先ほどの「官民連携プラットフォームの設置」のほうと関連してくるんですけども、先ほど高橋委員が示されました平成32年度のときにはたぶんこういう推計になると思いますが、平成22年度を下回るような予算になると思います。これで皆さん考えるべきだと思うのは、従来型の予算であればこうなってしまうということだと思います。そうするとこの中で、「施設更新に係る技術・ノウハウの強化」ということであれば、新しい市場を考えていかなければならないと思います。高事業化という形ですべての橋にそういうものを付していくことになれば、予算は伸びていきますし、こうしたものを官民一緒になってしたほうがいい。これであれば、県の方が予算要求として従来のもではなくて、新しくこのほうが効率的ですというものを官民一緒になって提案していくことが必要ではないかと思えます。

【中村会長】 ありがとうございます。今の芥川委員の提案は、維持管理の部分の2番目「維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積」の部分でも、産官学による維持管理プラットフォームの設置、これは今、様々な技術が最先端のものからいろんなものを直していくための技術であったり、ローコストでできるものから、幅広いと思えます。こういったものに関する技術の情報を共有化していくことを含めて、プラットフォームを設置したり、それからベースとなるのはどうやっていくかというの

は、維持管理に係る様々な情報を共有し、データベース化していくのが重要ではないかということかと思えます。こういったことを含めて産官学連携というのは、共有化という部分ともすべて密接に関係してくるのかという意味では、必要不可欠な取組だと思えます。

【小野委員】 まさしくそのとおりだと思います。長寿命化、芥川委員が仰ったそうした動きを、施設を定期的に点検し修繕するというノウハウも我々に必要だと思います。それから、ICTの観点ですけれども、我々が働く者の人命、安全をカバーすることに使えれば、価格のみではなくて安全のほうにも使うというような形にできればいいなと思えます。

【中村会長】 ICTの分野というのは、施工の部分から維持管理の部分、非常に多岐にわたるものでして、危険な点検業務もありますし、安全確保という観点からもICTの活用というのは重要な視点ではないかと思えます。特に、維持管理の部分については、導入が伸びる部分ではないかと思えます。

次に3番目の課題であります「受注体制の強化」ということで、先ほど発注者側のCM、PPPなどについては、合併、連携の部分は発注者側の取組ですけれども、受注者側の取組として、調査設計から施工までの効率化と最適化に向けた設計・施工の役割分担の見直しといったことがあります。行政の側の取り組むべき施策としましては、技術者の育成であったり、CM方式の採用であったり、または、MEやMMRの育成スキームづくりと組織の構築といったことが、小野委員から御提案いただいております。これにつきまして、補足、または、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次の「維持管理の長期計画の公表」は飛ばさせていただいて、「適正な歩掛・単価の設定」ということで、地域の実情に即した単価の補正・設定及び諸経費の設定、最低制限価格の引き上げ、これも先ほど芥川委員のほうから少しお話しがありましたけれども、非常に重要なことかと思えます。具体的な施策として、地域の実情を加味した利益が確保できる歩掛・単価を設定するために必要な実態調査の実施、見積りの積極的な活用といったものがあげられております。これについて少し補足させていただくと、今、ベネフィットとコストのバランスで様々な事業を実施しているわけですけれども、ベネフィットの評価として、福島県は福島県独自の評価基準、評価係数といたしますか、福島県のいろんなものの価値ですとかを踏まえながら、地域係数などを見直してきているわけですけれども、当然、それと合わせてコストのほうも適切に見直していくということは当然必要と思えます。これについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【芥川委員】 せっかくなので小野委員にお伺いしたいのですが、普通作業員単価は実際に支払われている賃金と福島県の単価の賃金というのは、同じですか、上ですか、下ですか。

【小野委員】 下もいますし、上もいます。歩掛と賃金は必ずしも一致しないということがあるかと思えます。お話しに出た普通作業員、軽作業員とかは一致しない。我々のほうでは、普通作業員とか軽作業員といった雇用を取っていません。年齢によっても違ってきますし、今の普通作業員単価ですと月30万円くらいですかね。

月20日勤務とすればそれくらいです。平均しますとそのくらいかも知れません。

【芥川委員】 高く払っている人は何が優れていますか。

【小野委員】 一つは技能です。現場においての判断とか、動き方とかによっても違いますし、年齢も加味します。生活給みたいなものもあるので、年齢によって賃金を支払っていくという形を取らざるを得ない。ある程度の経験年数によってアップすることになります。歩掛における普通作業員とか軽作業員というのは全くそういうことを考えていませんから、現実の能力に応じた給料という制度は一致していないということになります。

【芥川委員】 そうすると能力というか、資格によって給料は変わってくるものですか。

【小野委員】 資格によっても、技能によっても変わります。

【芥川委員】 そうすると資格と能力とは相関が高いのですか。資格は取ってないけれどもよく働くという人と、資格はあるけど働かない人はどうですか。

【小野委員】 資格は若い人が取り易いですが、実際にやると難しいところがあって、逆に年配者に手伝ってもらいながらやるという形が大半ですからそういう面の注意は必要です。資格給の分と基本給の分とは、たぶん、それぞれの会社で分けていると思います。

【芥川委員】 そうすると気になったのは、単価のほうではなくて、歩掛が現場と積算と合っていないというのはお感じになられますか。

【横山委員】 私の会社では若い人たちは、歩掛のほうを労務単価よりちゃんとして欲しいという意見があります。

【芥川委員】 それは、単価ですか歩掛ですか。

【横山委員】 歩掛です。

【芥川委員】 作業するにあたって人数が合わないということですか。

【横山委員】 人数が合わないというより作業時間が合わないと思います。現場に行くと1時間でできるところが、曲がっていたりで時間がかかったりする。

【芥川委員】 そういう意味で歩掛の修正が必要ということですか。わかりました。私は単価だけかと思っていたので、作業内容を積算する場合と、実際やる場合でズレがあるということで修正をお願いしたいということで理解してよろしいのでしょうか。

【野地委員】 今、横山委員が仰ったことで大体そういうことです。現場状況に合わないケースが非常に多いということです。

【芥川委員】 わかりました。

【小野委員】 私の感じでは、今、歩掛どおりできる人はいません。

【中村会長】 つまり、それは、福島県は非常に広い地域、会津地域であったり、浜通りであったり、中山間地域も含めて、そういったところで仕事をするうえで、なかなか平地とは合わないということですか。

【芥川委員】 従来、1時間でできていたものが、能力が低下していて体力が低下していて、2時間ないとやれなくなっているということですよ。

【横山委員】 体力ということではないと思います。例えば、障害物などがあって行

けなかつたりとか。河川のところで狭い2 mの道をバックして線を引いたりするのをパッと行ってできる時間帯であつたりとか、そういった感じです。

【中村会長】 芥川委員の言いたいことはどういったことでしょうか。

【芥川委員】 歩掛の単価ではなくて、作業手順のところを見直すことを行政サイドに求める、見直して欲しいと言うだけではなくて、どこを見直して欲しいかを明確にしないと行政側もできないと思います。ここを直して欲しいというところをお聞きしたかったという趣旨です。単純に歩掛単価を適正にと言うのではなく、歩掛のこの見直しをかけてくださいというのをお聞きしたかったということです。そうしないと行政側に要求しても、どこを見直せばいいのかわからなくなってしまう場合があるので、ここを見直してくださいという指摘をすべきではないかという私の意見でございます。

【中村会長】 たぶん、歩掛を見直すということはそういうことになるかと思えます。歩掛を見直すということがあれば、どういうふうにするかということも踏まえて見直すのではないかなと思います。単価・歩掛の見直しは重要だと思いますので、是非、実態の調査を俎上に載せていただいて、見直しを検討していただくというのが重要ではないかと思えます。

次に「維持管理の長期計画の公表」これについてはですね、「建設産業の技術力・経営力の強化」の部分の経営力の強化の事業量の確保という観点からも要求があるところであり、維持管理の公表ということで、施策としては維持管理に関する将来の見通しを明確化、それから適正な事業を確保し公表するというところでございます。公表するということは、当然財源も絡むことでありますので、小野委員が書かれている安全安心のための財源確保といったことと関わってくるのかなと思えます。具体的にどのように公表していくかというのは、非常に重要な問題になってくるのかと思えます。この公表については、建設業の方だけに向けて公表するというのは意味がないのではないのかなと。地域の方々の安全安心に関わる部分でもありますので、公表に際しては適切なプロセスを構築するというのは非常に重要ではないかと思えます。これについて、御意見等いただければと思えますがいかがでしょうか。今、国から維持管理計画について出さないと県もいわれていると思いますので、計画を策定中だと思います。それを具体的に公表していくことになるかと思えます。これは、このままでよろしいでしょうか。

それでは、途中、駆け足でございましたが、本日議論すべき、行政の取り組むべき施策に関してですけれども、前回残しました「建設産業の担い手の育成・確保」、「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」について、「行政の取り組むべき施策」について議論させていただきました。

(2) 中間とりまとめ(案)について

【中村会長】 今までの審議を踏まえまして、「今後の県内建設業のあり方」について、取りまとめを行う必要があるわけですが、「建設業の技術力・経営力の強化」、それから「建設産業の担い手の育成・確保」、「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」、「行政の取り組むべき施策」の4つの事項について審議してま

いりましたけれども、前回までの審議事項を踏まえて、『中間とりまとめ（案）』を事務局で作成しておりますので、説明願います。

【木村室長】 それでは、答申案の中間とりまとめ案について御説明いたします。

資料の3、「今後の県内建設業のあり方」提言 中間とりまとめ を御覧ください。1枚めくっていただきまして、目次がございます。構成でございますが、第1章が「建設産業の現状」、第2章が「現状から捉えた課題」、第3章に「課題を踏まえた対策」及び説明に使用した図表を整理した「資料編」ということで構成させていただいております。内容については、資料3を御覧いただきたいのですが、事前に御意見をいただいて、修正した部分についてだけ説明させていただきます。

まず、資料3の1頁を御覧ください。左側に行数が入っていますが、34行の⑤建設産業に関する制度改正について、37行からのところで、品確法改正の重要な位置づけであり発注者の責務を追加すべきとの意見を踏まえ、文言を修正しております。

2頁をお開きください。②福島県発注工事の概況について、のところで、地域別内訳なのに浜通りのみの記述はおかしいとの意見がありましたので、中通り・会津についても記載しております。

次に、29行目からの④と⑤のデータが平成22年度で古いのではとの意見がありました。こちらは国勢調査のデータであるため、平成22年が最新でございます。ちなみに、次回の公表時期は平成29年12月の予定だそうでございます。

次に3頁でございます。⑧建設企業に対する福島県の支援につきまして、どんな支援かわからないとの意見がありましたので、具体的な記載を追加しております。

4頁をお開きください。10行目、18行目から20行目、修正について御意見いただきまして、それを踏まえまして修正をしております。

13行目は、PR不足で建設業の仕事が評価されていないので「一般の方の認知度を高めるPRに努め」と入れるべきとの意見があり、追加しております。

次に5頁でございますが、4行目、31行目のデータも最新のものをとの意見をいただきましたが、国勢調査のデータですので、これが最新のものとございます。

7頁をお開きください、34行目、これにつきましても見直しの意見がございまして、「検討し、計画的・安定的に」の部分を追加しております。

8頁をお開きください。14行目、32行目から35行目、39行目について、御意見を踏まえ修正しております。

10頁をお開きください。7行目、31行目、36行目から39行目について、御意見を踏まえ修正をしております。

11頁ですが、19行目から20行目について、文言の修正でございます。

22行目のモデル現場について、県職員では無理との意見がありました。小規模な現場では可能と考えておりますので、こちらについては、「モデルとなる施工事例から学ぶなどの取組を実施する」との表現を追加して修正いたしました。

12頁をお開きください。31行目から32行目、34行目から35行目について、御意見を踏まえ修正しております。

なお、15頁以降の資料集につきましては、データを修正できるものについては、最新のデータに修正しております。

以上で、事前に御意見いただきました事項についての修正箇所の御説明いたしました。御審議よろしく申し上げます。

【中村会長】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明いただきましたように『中間とりまとめ（案）』について皆様から御意見をいただきたいと思えます。『中間とりまとめ（案）』は、これまでの審議を基に作成したものです。皆様にお目を通していただいて、いろいろ修正事項をいただいているわけですが、例えば、ここの記述が御審議の意見を反映していない、または、この部分というのは私はこういうふうに発言していない、不十分です、といったような意見等ございましたら、ぜひ、この場で言っていただいて審議会として了解いただければ、その分は修正させていただきたいと思えます。あくまでも、この『中間とりまとめ』というのはたたき台でございますので、忌憚のない御意見をいただければと思えます。

まず、目次にありますように、建設産業の現状について、課題について、活力ある建設産業にするための3つの章で構成されておりますので、それぞれについて審議させていただければと思えます。最初に「建設産業の現状について」、1頁から3頁目まででございますけれども、これについて、御意見等ございますでしょうか。

ひとつ私のほうからですが、1番の「建設産業の現状について」ということですね、先ほど馬場委員のほうからもお話しありましたけれども、福島県は最近洪水による自然災害が多発しております。そういった意味では、多発する自然災害への対応というのも非常に重要な要素ではないかと思えますので、例えば、この第2段落、第2文節の「しかし、建設業を取り巻く環境は、」の後に「多発する自然災害への対応、東日本大震災による復旧・復興事業の終了により公共投資の減少」というのを入れたらどうかと思えます。

それから、最後の文章ですが、**「今後の県内建設業のあり方の提言にあたっては、」**の部分は「の」が3つも続くので、文章としてどうかと思うので「今後の県内建設業のあり方を提言するにあたっては、」のほうがいいのではないかと考えております。

それから合わせて、(1) 国全体の建設産業を取り巻く状況ですが、⑤建設産業に関する制度改正について（品確法）と書かれていますが、これは基本的に品確法が変わりましたということが書かれている、それ以外は書かれていないので、「建設産業に関する品確法の改正について」でいいと思えます。それから、2頁ですが、国の動きについてですが、先ほどお話しさせていただいた国土交通省で吉本株式会社へ本年度に委託をしているということがあるので、それは建設業における、携わる女性技術者・技能者を5年で倍増するという計画を国土交通省で策定してまして、平成28年度に吉本と企画、キャンペーンなどを実施しているということがあります。そういったことも国の動きとしてあるのかと。それはな

ぜかという、2番目の課題の中で、我々のモチベーションというか、課題の設定の中で女性・若年層の問題というのは労働力不足というのが重要な課題としてあげておりますので、こういったこともあげていいのではないかと思います。それから、「(2) 福島県の建設産業を取り巻く状況」ですが、ここで福島県の建設業を取り巻く状況と書かれているので、①から⑦まですべて福島県のと書かれているので、いらぬのではないかと思います。他に御意見等ございますでしょうか。それでは、必ずしも今日だけではなくて、資料の一番最後にも修正意見の回答用紙がありますので、もう一度目を通していただき、言い忘れた、自分の意見が正しく記述されていないといったことがございましたら、提出いただければと思います。

【小野委員】 建設産業の役割として、「社会基盤の整備に加えて、災害対応、」と書かれてありますが、災害対応と書かれてしまうと災害とか、除雪も全部入ってしまうのかという感じで、その辺をどう表現していいのかわかりませんが、本業の部分とその部分の分け方とかを入れておくべきなのかなと、そういう気がします。除雪にしても今のところどうにかやっていますけれども、歩道とか、いろいろ出てきますと、建設工事以外、例えば住民の参画ということを考えますと、もっと、検討していかなければならないと考えます。

【中村会長】 つまり、災害というのは一過性荷重のものですが、今の話というのは、日常的な除雪とか社会基盤、生活基盤の維持にも貢献しているというニュアンスだと思うんですけども、そういったことをこの文章の中で表現して欲しいといったことかなと思います。他にございますでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。次に建設産業の課題について、4頁から5頁、6頁、この3頁ですが、これについていかがでしょうか。これについては、1点「(6) 地域における建設業の維持」ですが、資料として地域ごとの状況についてもう少し丁寧に記述してもいいのではないかと思います。全体としての話なので、地域地域で、例えば、浜通り、中通り、会津地域で状況が違いますということは記述してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【小野委員】 そう思います。浜通りの現況と復興が終わった後の状況は全く違ってくるだろうと思います。短期的な形とその先と、地域ごとに違ってくるのではないかと。人口減少社会ということもありまして、会津のほうは先ほど馬場委員からもお話しありましたように人口減少、そういう中での課題は変わってくるかと思えます。

【中村会長】 他にございませんでしょうか。委員の皆さんには一度目を通していただいているということで、次に進みます。

「3 活力ある建設産業にするために」でございますが、(1) から (3) とそれぞれ3つの諮問事項に対する整理が行われていまして、(4) としてそれぞれに対する行政の取り組むべき施策という形でまとめられております。1番目これは非常に大事かと思っておりますので、見ながら進めさせていただきます。「(1) 建設産業の技術力・経営力の強化」ということで、技術力の強化について、発注者の技術力向上の部分、「監督員は」から「時間を作り出す必要がある」、次、受注者の技術力向上として、受注者は、「作業の機械化や自動化、また書類や電子カルテなどの事務

処理の向上を図ることで工期短縮や費用縮小が見込まれることから、積極的に新技術の習得や資格取得をする必要がある。」これは先ほど芥川委員から資格要件と単価の話がございましたけれども、そういう技術者の技術力の向上も非常に重要です。それから、技術の伝承・継承で「建設産業は高齢化が進んでいることから、若手に技術の伝承・継承を行う仕組みが必要であるが、これを個々の企業で行うことは困難であるから、建設産業全体として取り組む必要がある。また、受注者の技術力向上と同様、産学官連携の体制により行う必要がある。」いろいろなアーカイブスを整えておくところというのは学であったり、官であったりということもあると思いますので、いろいろな連携が必要だと思います。

これに対する行政の取組として、11頁に今の7頁の3つの対応、この3つの対応として11頁の技術力を強化するための施策というのが、具体的な行政の対応としてあげられております。「発注者の技術力向上のための施策」として、「監督員が受注者の指導監督を適切に行えるよう、現場訪問のための時間確保や、指導監督を行うための技術力研鑽を実施するべきである。また、県職員が建設企業で一定期間の現場実習を行う、訓練施設で教育訓練に参加する、受発注者の協働による技術研修を行うなど、行政と民間が公共事業に共通の認識を持つための合同の研修を実施すべきである」。それから、「現場管理の現実把握と施工管理能力の開発を目的とするため、県職員によるモデル現場の施工や、モデルとなる施工事例から学ぶなどの取組を実施するべきである」、「受注者の技術力向上のための施策」として、「受注者が新技術の習得や資格の取得を積極的に行うようにするため、行政はその支援として、技術習得・資格取得の機会や情報の提供、また、技術習得・資格取得に対する評価を充実すべきである」、それから、次の「技術の伝承・継承のための施策」として、「建設産業は高齢化が進んでいることから、若手への技術の伝承・継承を進めるため、ベテランと新人を組ませる親子制度といった取組への支援や評価、伝承・継承に関する様々な事例を集めたデータベースの作成などを実施すべきである。若手への伝承・継承を受注者側が個々に行うには限界があることから、発注者や教育機関などを含めた産学官連携や、受発注者間での若手技術者の連携などについても充実させるべきである」といった具体的な施策があげられております。

次に、7頁の経営力の強化について、事業量の確保、情報の分かりやすい公開、運転資金の確保、経営改善、生産性の向上、といった施策、これの具体的施策として、11頁から示されております。「事業量を確保するための施策」としては、「これからの少子高齢化社会に求められる社会資本の整備や、歴史的価値のある施設の維持修繕、膨大な社会資本ストックの老朽化への危機意識や更新見通しの情報共有など、今後の公共事業について必要性を説明し、そのための財源を確保すべきである」。「建設産業は社会インフラを守る危機管理産業であることから、県内の各地域を守るために必要とする建設企業数や社員数など、維持すべき建設労働力を把握し、今後予想される事業量との比較を実施すべきである」。こういったものが、具体的施策として盛り込まれています。

それから、「情報をわかりやすく公開するための施策」としては、今日もだいぶそれについて議論されたかと思いますが、それが十分に反映されているかということ

疑問があります。ちょうどこの2番目ですが建設業という言葉のイメージが悪いということで、環境維持業とか、環境保全業といった企業のイメージアップができるネーミング、つまり、建設業というのは、法律的に決まっている用語なので、通称としてネーミングをしたほうがよいのではないかというのが、前回出されております。それから、「東日本大震災時にその活躍が大きく周知された警察、消防、自衛隊の広報活動などを手本」に先ほどおはなしがありました日頃の災害への対応などの取組についても、警察、消防、自衛隊などのようにすぐ取り上げてもらえるのに、なぜ建設産業は取り上げてくれないんだ、というところもあろうかと思えますけれども、取り上げてくれるところを見て、それを取り入れ、うまく活用していくことがあげられております。これまでに議論された事項について、反映されていると思いますが、発言の趣旨と違うというようなことがありましたら発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

続きまして、本日議論させていただきました「建設業の担い手の育成・確保」でございますけれども、これは4項目で「建設産業への関心の向上」、「建設業への入職意欲の向上」、「建設業の魅力発信」、「処遇改善」といった観点で、今日議論されたことは取り組むべき施策に反映されていない部分もあろうかと思えますけれども、今日議論された部分についても改善していきたいと考えております。13頁の部分の行政の取り組むべき施策につきましては、A3判の資料No.2の資料の「建設産業の担い手の育成・確保」の行政の取り組むべき施策でまとめられているかと思えます。特に、「建設業の魅力発信」については、芥川委員、小松委員から建設業に携わらない方の視点で情報の発信を考えていくということも、構成を考えていくということも非常に重要なことではないかといったことも含めて反映させて行ければと考えております。

【高橋委員】 8頁の6行目とですね、12頁の20行目ですが、「中間前払制度」ということで運転資金の確保ということで入れていただいたんですけども、実は、前払いを受けていただいて中間前払いとなるものですから、前払いとワンセットの制度ですから、「前払制度及び中間前払制度」という形に修正していただければと思います。「中間前払制度」だけを利用するということはできないものですから、申し訳ありませんがお願いします。

【中村会長】 ありがとうございます。ただ今、高橋委員のほうから「中間前払制度」だけでなく、「前払制度及び中間前払制度」としていただきたいということでした。それから、合わせて、本日、御説明いただいた入札に係る事項でございますけれども、8頁の「⑦経営改善」の後くらいに入る、入札率の話は、課題のほうですかね。

【高橋委員】 課題のほうにですね、建設業の問題点といいますか課題ということで載っていますので、「(1) 不透明な将来への見通し」とか、「(2) 建設企業の縮小化」、ここでは人のことをいっていますが、建設投資の縮小という意味あいでございますので、この辺に入れていただければと思います。収益が落ちてきますので、すべての収益が悪化するということが見透せると思うんです。

【中村会長】 そういう意味では、「(1) 不透明な将来への見通し」の中に入るのが

適当でしょうか。そういうことで反映させていただければと思います。他にございますでしょうか。

【菊地委員】 11頁の22から24行目に意見を書いたんですが、私の考えでは22行目からのところで、「県職員によるモデル現場の施工」というところに異議を申し立てたのですが、県職員には無理だと思うから技術者による施工現場のモデルを作って、モデルの事例から学ぶと意見を出しましたが、これはどうなったのでしょうか。県職員の方は、そんなにウデがいいのでしょうか。

【中村会長】 誤解がないように申し上げますと、県職員の方は技術士という土木でいうと一番の資格ですが、そういったものを取得している方もいてウデもいいと思います。

【木村室長】 実際、前に現場に出たときに、自分たちですべて直営でやったわけではなかったんですが、工事を発注したときに小さい工事の大部分について、若手職員が現場に関わって起工の測量ですとか、丁張りかけたりとか、実際に現場で土をいじったりとか参加させてもらうということがありました。すべて県職員だけでやるということではなくて、実際に自分たちで身体を動かして現場を体験するという条件に工事を発注したという経験がございまして、そういったことであればできるということでこのようにさせていただきました。それで御理解いただきたいと思います。

【菊地委員】 わかりました。

【中村会長】 県の職員に対して信用がないようではけれども、技術レベルは高いです。この辺で現場を経験することによって、実際どういうふうに作られているか、県の職員に知っていただくのは非常に大事なことだと思います。

【和合委員】 今のところで、県職員となっていますけれども、行政の取り組むべき施策となっているので、行政職員とかという表現のほうがいいのかと思います。県職員というと県の職員だけとなると思うのでどうかと思いました。以上です。

【中村会長】 いかがでしょうか。県の取り組むべき施策なので、県職員とされているのかと思います。この辺については、事務局と相談して考えさせていただければと思います。いかがでしょうか、他にございませんでしょうか。

【渡部委員】 担い手の育成・確保のための「処遇改善」のところですが、ワークライフバランスなどいろいろ問題はありますけれども、福利厚生充実、社会保険の加入を含めてですけれども、これらに関して国土交通省のほうで、福利厚生に係る費用をあげたといっていますけれども、県の発注工事中で、1次下請、2次下請のほうから福利厚生に係る費用等を計上した場合、支払いの確保がされているのかどうかを確認できる流れができればなどと思います。というのは、中小零細企業の経営が圧迫されていますので、2次、3次の下請まで福利厚生のための資金がきちんといっているのか確認するための体制があればいいと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。今の部分というのは、どの部分の修正でしょうか。

【渡部委員】 9頁の「④処遇改善」のところ、福利厚生費の支払いの確保ということでの確認ができる施策ができないかということです。

【中村会長】　そういうふうに配慮させていただければと思います。それでは、本日議論させていただいた中で「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」ということで、前回の議論について9頁「①技術開発への投資」から11頁「⑫新技術や新工法・ICTの活用」、そして、今日、議論させていただきました結果、内容を13頁から14頁に入れさせていただければと思います。今は、文章としては入っていませんけれども、今日議論した結果を反映させていただければと思います。特にこれについては注意して、または、特に明記して欲しいということがありましたら、この場で言ういただければと思います。よろしいでしょうか、先ほど議論された内容について適切に反映させていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

今後の県内建設業のあり方の提言「中間とりまとめ（案）」について御審議をいただきました。本日はこれで終了いたします。委員の方々から多くの意見をいただきました。本日いただきました皆様の意見を取り入れたものを、私と事務局で検討させていただきまして、今日の「中間とりまとめ（案）」をもう一度修正したものを、本会議の「中間とりまとめ（案）」とさせていただきたいと思いますが、そういったことでよろしいでしょうか。

〔各委員　了解〕

さらに、本日、御意見いただいた中で、なお言い忘れたというものがあれば、本日配布いたしました資料の最後に「中間とりまとめ（案）に係る意見書」といったペーパーを用意しておりますので、事務局までお送りいただければ、それも併せて、まとめとさせていただきたいと思います。

また、本日、都合により欠席されている委員の方々からも同様に意見をいただくように考えております。

さらに、「中間とりまとめ」ができあがりました時点で、委員の皆様方にEメール及び郵送で送らせていただきます。

そのまとめをもって、審議会としての『中間とりまとめ』とさせて頂いた後、パブリックコメントを募集していきたいと考えております。

一応、今日の議論と案のとりまとめの今後の処理については、以上のような形でこの後、進めさせて頂きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

（3）その他

【中村会長】　それでは、（3）の「その他」ですが、事務局から、何かありますでしょうか。

【木村室長】　先ほど会長のほうからお話しありましたように、「中間とりまとめ（案）」への意見については、この様式に記入していただいて、9月13日、1週間という短い期間で申し訳ありませんが、13日までに私どものほうへ送っていただければと思います。なお、お手数でございますが、意見がない場合は、意見がありませんというところに丸をしていただいて御返送をお願いいたします。

次回、第5回審議会につきましては、パブリックコメントを実施し、その意見を合わせた形で『答申（案）』の御審議を行うこととなりますので、よろしくお願

いたします。

なお、その時期でございますが、パブリックコメントを実施した後ということで10月以降、まとめ次第と考えてございます。日程については、後ほど調整させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

【中村会長】 ありがとうございます。

3 閉 会

【鈴木主幹】 委員の皆様には、大変お忙しい中、御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、福島県建設業審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

議事録署名 _____
